

議第24号

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年 2月16日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

滋賀県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第6条第11号ならびに別表第1第9項および第14項第2号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第3第2項第1号キ中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

別表第4第2項第7号ア中「第13条第2項第1号」を「第13条第3項第1号」に改める。

別表第12中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改める。

別表第14第2項第2号中「第13条第2項各号」を「第13条第3項各号」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、別表第3第2項第1号キ、別表第4第2項第7号アおよび別表第14第2項第2号の改正規定は、公布の日から施行する。